平成２３年（フ）第１６７号
鹿児島県垂水市新城27番地２
債務者　永田ひとみ（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第３９２号
青森市大字大矢沢字里見116番地24
債務者　大竹　貴之
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
青森県つがる市木造若宮43番地１　若宮団地２－８号
債務者　原田　正一
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
青森県つがる市木造越水神山19番地１
債務者　長谷川　潤
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字鮫貝８番地１
債務者　北島小百合
１　決定年月日時　平成23年11月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第２００号
神奈川県三浦郡葉山町長柄1573番地の１　みどり荘201号
債務者　川井　ハル
１　決定年月日時　平成23年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２７６号
神奈川県横須賀市鴨居３丁目12番７号
債務者　大庭　　卓
１　決定年月日時　平成23年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２５０９号
愛知県小牧市大字岩崎1100番地　フォレストコートⅡ101号
債務者　炉端焼きさきとこと　矢尾谷洋子
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５８６号
名古屋市西区五才美町281番地の１　アーバンハイム603号
債務者　三浦　一浩
１　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６１６号
愛知県津島市下新田町１丁目219番地
債務者　石垣サチ子（旧姓鷲野）
１　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１２号
山口県防府市新田１丁目10番34号
債務者　小林　顕治
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
山口県防府市新田１丁目10番34号
債務者　小林　昭子
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６７９号
名古屋市中村区烏森町７丁目132番地の２
債務者　菅原　本一
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７３号
栃木県那須塩原市太夫塚４丁目219番地160
債務者　川島　　歩
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月12日午前11時45分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第１２７９号
東京都八王子市横川町844番地
債務者　門倉　敏雄
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月12日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３６５号
東京都西多摩郡日の出町大字平井1787番地68
債務者　森田くみ子
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４０４号
東京都日野市旭が丘２丁目26番地の９エステート・セルレア107
債務者　星野　　淳
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部